

第五十五回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録 第二十号

昭和四十二年六月八日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 久保田円次君

理事 細谷 治嘉君

久保田藤麿君

塩川正十郎君

渡海元三郎君

永山 忠則君

井上 泉君

河上 民雄君

依田 圭五君

小濱 新次君

出席國務大臣

自治 大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

自治政務次官 伊東 隆治君

委員外の出席者

警察庁交通局長 関 忠雄君

厚生省環境衛生 大橋 文雄君

局水道課長 鎌田 要人君

自治大臣官房参 事官 志村 静男君

自治大臣官房参 事官 越村安太郎君

専 門 員

健三郎君紹介(第一二六四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出第一二〇号)

地方自治及び地方財政に関する件(地方公共団体の水道事業に関する問題)

○龜山委員長 これより会議を開きます。

この際、一言申し上げます。

本委員会理事門司亮君は、第一回国会の昭和四十二年六月三日、地方行政委員会の前身である治安及び地方制度委員会の委員に選任されましたが、自來今日まで終始一貫本委員会の委員として精勵せられ、ここに満二十年の長きに達せられました。その間、特に第二十六回国会から第二十八回国会冒頭まで地方行政委員長として重責をになわれ、その後も理事及び委員として常に本委員会の公正かつ円滑なる運営に尽くされました。ここに委員長は委員各位を代表いたしまして、門司君の永年にわたる御功勞に対し深甚なる敬意を表するとともに、今後ますます御自愛の上、地方自治発展のために御尽力あらんことを期待いたしまして、ごあいさついたします。

〔拍手〕

○龜山委員長 この際、警察庁交通規制課長関忠雄君から、去る六月二日の林委員に対する答弁中、道路における交通事故発生件数に関する数字の一部に誤りがありましたので、訂正のため発言したいとの申し出がありますので、これを許します。

関交通規制課長。

○関説明員 前回の当委員会におきまして、林委員の御質問に対する答弁中、数字の誤りがございましたので訂正をさせていただきます。

三十九年及び四十年の死亡重傷事故件数につきまして、国道、地方道別を述べました際に、三十九年の国道上三万一千四百七十九件、地方道上七万八千四百七十二件と申したのでございますが、この七万八千四百七十二件は国道、地方道の合計の数字をあらためて申し上げたものでございまして、地方道は四万六千九百九十三件でございまして、たゞし国道、地方道の別を比率で申し上げました分四〇・一％対五九・九％は、この正しい数字に見合うものを申し上げておりまして、これは誤りではございません。同じく四十年の国道上三万一千九百四十四件、地方道上八万一千六百二十四件と申したのでございますが、この八万一千六百二十四件は国道、地方道の合計の数字でございまして、地方道は四万九千六百八十件でございまして、これにつきましても、比率はこの数字に基づいて申し上げております。

以上、私の不注意によりまして誤った数字を申し上げましたことをおわびし、訂正させていただきます。

○龜山委員長 林君。

○林委員 ただいまの訂正について、一言当該委員として記録にとどめておいていただきたいと思ひます。

国道とすべての地方道を区別して、その上に発生した交通事故の数字を準備されたいということ、私は私の質問の事前に警察庁から人を派遣していただいて、連絡をしておいたわけでございます。それにもかかわらず、重大な訂正がいまなされたわけでありまして、これは事は非常に重大でございまして、今後さらに私のほうの党としても

独自の調査をいたしたいと思ひます。警察庁もさらに慎重に、念のために再調査をされたいと思ひます。きょうのところは一応お聞きしておくということにとどめておきます。

○龜山委員長 次に、内閣提出にかかる昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案を議題といたします。

さきに藤枝自治大臣より本案の提案理由の説明を聴取いたしました。この際、志村参事官から補足説明を聴取いたします。志村参事官。

○志村説明員 お手元に「昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案関係資料」というもののをお配りしてあると思ひますが、この中に法律案要綱がございまして、これに基づきまして御説明を申し上げます。かように存じておるわけでございます。

まず第一でございますが、これは地方公務員共済組合の退職年金等の額の改定に関する事項であります。

御承知のように、現在恩給ベースは二万四千元ということになっておるわけでございますが、地方公務員等共済組合法いわゆる新共済法が施行されました昭和三十七年十二月一日におきましては、公務員の給与ベースはすでに二万九千円というところになっておりましたので、いままでいわゆる新共済法の規定によりまして、その退職年金につきましては、その年額改定ということは一度もも行なっていないわけでございます。しかしながら、今回の恩給の年額改定ということになりますと、受給者は七十歳以上の場合には恩給ベース二万四千円の二八・五％増ということになり、そうな

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十号

昭和四十二年六月八日

りますと三万円をこすということになりますので、今回初めていわゆる新法年金につきましてもその年額改定の措置を講じたいということでございます。そのやり方につきましては、恩給の年額改定、さらには国家公務員共済組合法の規定によりましてこの退職年金の年額改定の措置に準じましてこれを改定しよう、こういうことでございます。

まずその第一番目でございますが、これは年金額の改定の基準でございます。いま申し上げましたように国の改定措置に準ずるものでございまして、地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等、いわゆる新法年金でございますが、これにつきましては、その年額の算定の基礎となつてゐる給料額を、いわゆる二万円ベースの給料を退職するまで受けていたと仮定した場合の給料額の三二%増額した額とし、この増額した額を退職年金の算定の基礎といたします。ただし、新法年金のうち、いわゆる旧法部分につきましては、七十五歳以上の者につきましては五四・二%、六十五歳以上七十五歳未満の者並びに六十五歳未満の妻、子及び孫の場合は四四%、こういうことにしようというものでございます。

また、この三三%あるいは五四・二%、四四%という数字でございますが、これは、先ほど申し上げましたように、いわゆる新法年金につきましては年額改定は今回初めてでございます。ところが恩給ベースは二万四千円ということになっておりますので、給与ベース二万円というものを土台にいたしますと二万四千円でございまして、その二割増し、さらに二万四千円ベースの一割増しということでございますので三三%、こういうことになるわけでございます。それから同じように、七十五歳以上の受給者の場合におきましては、二万円ベースというものを土台にいたしますと、まず二割増しの二万四千円ベースにして、さらにその二八・五%増しということでございますので五四・二%、こういうことになるわけでございます。

次にその二は、年金額の改定に要する費用の負担関係でございます。年金の額の改定に要する費用につきましては、新法年金のうち、法の施行前の組合員期間を基礎として算出する部分、いわゆる旧法部分につきましては、全額使用者でございまして、その地方公共団体または国が負担をすることとし、法の施行後の組合員期間を基礎として算出する部分、いわゆる新法部分につきましては、三者負担、具体的には国または地方公共団体及び組合員が負担するものとしております。ただ、この場合、公務にかかわる給付につきましては、全額国または地方公共団体が負担をするものとする、こういうことにしているわけでございます。

次に第二でございますが、これは恩給法の改正に伴う事項でございます。まずその第一は、旧法年金の額の改定でございます。旧法年金、つまり新法の施行前に支給事由が生じておりましたところの年金のうち、旧市町村職員共済組合法の規定による退職年金であつて市町村職員共済組合がその権利義務を承継いたしましたに支給してゐるものにつきましては、その年額を国家公務員共済組合が支給する旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の額の改定措置に準じまして改定をしよう、こういうものでございます。

なお、いわゆる旧法年金につきましては、これ以外に、旧市町村職員恩給組合法の規定による恩給料あるいは国の新法により設けられました地方職員共済組合等いわゆる三共済の組合員であつた者にかかると、さらには府県あるいは市の退職年金条例によりまして、これらのうち、旧市町村職員恩給組合法の規定による恩給料あるいはいわゆる地方三共済の組合員であつた者にかかるとのものにつきましては、恩給の年額が改定されまして施行法の規定によりましてそれらの年額は自動的に改定されるようになってゐるわけでございます。また、府県あるいは市の退職年金条例の規定によりまして恩給料につきましては、従来どおり当省とい

たしまして条例の改正準則を示しまして、これに従ひまして年額を改定する、こういうことになるわけでございます。

次にその二は、高額所得停止基準の改正でございます。恩給法または退職年金条例の適用を受ける期間を有する組合員に対する退職年金で当該退職年金外の高額所得を有するためその一部が支給停止されてゐるものにつきましては、今回の恩給法の改正におきまして、高額所得停止の基準でございまして、その普通恩給十五万円、恩給外の所得七十五万円というものがそれぞれ二十万円、九十九万円というふうになり上げられることに伴ひまして所要の改正措置を講じよう、こういうものでございます。

その三でございますが、これは最短期間年限未満で退職した者が今回の恩給法の改正によりまして新たに旧軍人の恩給を受けることになる場合は、その者またはその遺族に退職年金または遺族年金を支給する措置を講ずるものとしてゐるわけでございます。

なお、恩給法の改正に伴う事項といたしましてはそれ以外にもあるわけでございます。旧外地官公署職員でありました期間を有する組合員につきまして、その者の琉球諸島民政府職員期間が新たに恩給公務員期間に算入されることにより普通恩給を受けることとなる場合にも同様の退職年金等を支給することとし、また増加恩給の増額措置に伴ひまして公務廃疾年金の最低保障額を増額する等の措置を講ずることとしておるわけでございます。

それから次に第三でございますが、これはその他の事項でございます。その一といたしまして、新法の施行前に地方公共団体に臨時に雇用され、かつ、厚生年金保険法の適用を受けていた期間につきましては、旧市町村職員共済組合法の適用を受けた期間といたしまして組合員期間に算入するものとしておるわけでございます。それから次にその二でございますが、増加恩給

料を受ける権利を放棄した組合員については、現行制度では増加恩給料等の基礎となりまして期間を組合員期間に算入し、その組合員期間の長短に応じまして退職年金あるいは退職一時金を支給することになつておるわけでございますが、その場合には通常の退職年金あるいは一時金というふうなものを支給するわけでございます。増加恩給料等の支給事由となりまして廃疾状態というものを何らかの意味でなく給付が行なわれておるわけでございます。しかしながらこれにつきましましては、やはり廃疾の状態等を加味する必要があると見做して、国家公務員共済組合法の取り扱いに準じまして、法の制定後に公務により廃疾となつた者と同じように、その廃疾の程度に応じ、公務による廃疾年金を支給することとしておるわけでございます。

それからその次の三でございますが、地方議会議員共済会の退職年金を受ける者が五十五歳未満でありまして、その者が公務に関連する傷病により公務傷病年金を受給できる程度の廃疾の状態、具体的には増加恩給の支給事由であるところの廃疾状態ということでございますが、恩給法別表「第一号表」に定める程度の不具廃疾の状態にありまして、その状態にある間その退職年金の支給の停止は行なわれないものとするわけでございます。

その他規定の整備を行なうものとしておるわけでございます。以上述べました措置のうち退職年金等の年額改定に関する措置、それから恩給法の改正に伴う措置といたしましては昭和四十二年十月一日から、その他の事項については公布の日からそれぞれ実施するものとしておるわけでございます。以上でございます。

○龜山委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。河上民雄君。

○河上委員 四十二年度における地方公務員共済組合法の一部改正につきまして御質問したいと思

います。ただいま比較的詳しい補足説明をいただきましたので、だいたいおわれわれの理解の上で役立ところがあったのでありますが、何ぶん、この問題は非常に技術的なことでございまして、私ももしろうとはなかなかわかりにくいのでありますが、したがって質問は非常に多岐にわたります。御迷惑かもしれませんが、お答えいただきたいと思

います。まず初めに、一般的な御質問をいたしまして、そのあと細目につきまして、二、三気がついたところはいろいろ陳情等を受けましたことをもとにいたしまして、疑点をお尋ねしたいと思うのであります。

まず初めに、このお配りいただきました提案理由説明並びに要綱を拝見いたしますと、今回の改正は恩給法並びに国家公務員共済組合法の改正に伴う改正が大部分でございまして、本法独自の改正は非常に少ないように思うのでござい

ます。そのように理解してよろしいものでございましょうか。○志村説明員 御指摘がございましたように、今回御提案申し上げておりますところの改正法案の内容でござい

ますが、その主体は恩給法の改正あるいは国家公務員共済組合法の改正規定に準じまして改正しようというものでございまして、地方公務員共済組合法独自の改正というものは、それに比べて少ないわけ

でございます。○河上委員 本法の適用対象になります地方公務員の人員は、現在どのくらいでござい

○志村説明員 地方公務員共済組合法の組合員といたしましては約二百三十万人、こういうこと

でございます。○河上委員 この改正法案並びに元の法案をずっと読みましてまず感じます印象は、非常にわかりにくいというところとございまして、問題の性質上技術的なことが多く、ちょうど汽車の時間表を一ページから読んでいくような感じでございます。法律というものは、ことに民主的な今日の日本における法律というものは、やはりもう少しわかりやすい法律であるべきではないかという感じを非常に受けるのでござい

ます。確かにあちこちへ参りますと、労働組合などにおきましても、職人的な専門家というのがあるからかよくわからな

いですが、大多数の方にとっては何かよくわからない。たまたま自分がそういう場になつてみて、初めてそういうことになつてくるのかという

ようなことで、その結果、法案の条項と条項の間のみぞのよう

なところに落ち込んで、非常に気の毒な立場に立っている方が多いように思うのであります。こういう職人的な専門家にしかわからな

いような一種の秘伝のような法律のあり方というものは、一体どうい

うものなんでしょうかというのを非常に感ずるのであります。この前お配りいただきましたこの要綱だけ拝見したのでは、ちょっとわかりにくい点が非常に多かったものでありまして、いま、少し補足説明をいただきましたので、かなりはつきりしてまいりました。もう一つ、さういふ点を伺いたいと思

うのであります。○河上委員 たいだいま政府担当者のほうからさういふお答えが

ございましたが、急にはできないにいたしまして、できるだけさういふ方向で御努力を拝見したいと思

うのであります。○河上委員 たいだいま政府担当者のほうからさういふお答えが

ございましたが、急にはできないにいたしまして、できるだけさういふ方向で御努力を拝見したいと思

うのであります。○河上委員 たいだいま政府担当者のほうからさういふお答えが

ございましたが、急にはできないにいたしまして、できるだけさういふ方向で御努力を拝見したいと思

うのであります。○河上委員 たいだいま政府担当者のほうからさういふお答えが

ございましたが、急にはできないにいたしまして、できるだけさういふ方向で御努力を拝見したいと思

うのであります。○河上委員 たいだいま政府担当者のほうからさういふお答えが

ございましたが、急にはできないにいたしまして、できるだけさういふ方向で御努力を拝見したいと思

うのであります。○河上委員 たいだいま政府担当者のほうからさういふお答えが

ございましたが、急にはできないにいたしまして、できるだけさういふ方向で御努力を拝見したいと思

うのであります。○河上委員 たいだいま政府担当者のほうからさういふお答えが

短年限に達しない場合におきましても、最短期間とした場合の金額が支給されるという特殊性がございますので、やはりこれを新法の施行に伴いまして消滅させるというのをたてまえておきます。いわゆる別建てをとったわけでございまして、ところが、受給権者のほうが希望いたしましたので、自分は権利を放棄したいのだという場合には、その権利の消滅を認めまして、かわりに増加退職料等の基礎となりました期間は組合員期間に算入をする、そしてその組合員期間の長短に応じて退職年金または退職一時金を支給することになっておるわけでございまして。ところが、その場合、増加退職料等の支給理由となった廃疾の状態というものは何ら加味されることがなく、通常の退職年金あるいはまた退職一時金というものが支給されているわけでございまして。ところが、例の傷病年金の場合におきましては、傷病年金につきましても支給する、しかし併給されておりますところの年金につきましても、これを消滅させて組合員期間に算入するというようなことでありまして、不具廃疾というようなことから比べますと、より程度が軽い傷病年金のほうが有利になっておるわけでございまして。したがって、そういったような均衡から申しましても、やはり増加退職料等の支給理由となった不具廃疾の程度を加味いたしまして新法による年金を支給するほうが適当だというふうに考えまして、今回国家公務員共済組合法の規定が改正されることに伴い改正しよう、こういうことでございまして。確かに御指摘のとおり、それでは現在増加退職料等を受ける権利を放棄しないで支給を受けておる者についてはどうかというところになるわけでございまして、これにつきましてもこの法律公布の日から六十日の間に再選択の機会を認めておるわけでございまして。ですから、この間に放棄をしたいということを申し出ますれば放棄をさせる、しかしそのかわりに今度の法律によりますところの公務員年金なら公務員年金をその者に支給をする、こういうことになっているわけでございまして。

○河上委員　そういうように詳しく御説明いただいたわけですが、ちょっとこの要綱を拝見したわけでは、そういういわば裏と云うては悪いですが、けれども、そういうことがちょっとわからない場合が多いわけでございまして、何かもう少し親切な要綱なり、そういうものがほしいように思うのでございまして。当然、先ほども申しましたように二百三十万の方が利害関係者であるわけですから、ただ法律がこれだけちょっと変わったのだということではなかなかびんとこない方も多いので、実際に自分がその立場に立って、不利な条件に立たされたときに初めて気がつくというようなことが非常に多いんじゃないかと思うのであります。そういう意味からいって、非常に技術的な問題でありますだけに、もう少し全体として親切な説明がほしいというのが、私が感じておることでございまして。あるいは私がこういう問題について非常に理解が浅いためにそういう印象を受けるのかも知れませんが、必ずしもそうでないように思っておるものでございまして、ひとつその点、まず初めに大臣に、今後こういうことにつきまして、もう少し技術的な問題につきましても親切な解説なり要綱なりというものを示していただきますように、ここで御確約をいただきたいということを希望しておきたいと思っております。

○藤枝国務大臣　確かにこういう問題は、非常に技術的な問題が多いだけに、一般のこの適用を受ける多数の組合員はなかなか理解しにくい点もあるかと思っております。したがって、ただいまお話しのように、こうした重要な改正のありました場合には、その改正の要旨をさらに親切に徹底するようにつとめてまいりたいと存じます。

○志村説明員　実は本日お手元、なかなか技術的な問題でわかりにくい点もあるかと思っておりますので、参考資料をお配りしておるわけでございまして。

○河上委員　共済組合法というものにつきまして、当然どういう原理に立って構成されているかというところは非常に重要な問題であらうと思うのであります。イギリスの社会保障制度の非常に重要な一里塚となりましたピバリッジの提案の冒頭にも、この制度がどういう原理に立ってつくられているかというところを非常に明快に、詳細に説明してあるのをご存じですが、この地方公務員等共済組合法というものがどういう精神に立脚しておるか、またどういう方向にしようとするかということにつきまして、自治大臣にちょっとお尋ねしておきたいと思っております。御承知のとおり、戦前の恩給法が恩恵的に国家から与えられる保障でありますのに対して、戦後は民主化された公務員制度というものを反映して共済組合法というものができたというふうに理解しているわけでございまして、本来これは近代国家のたてまえからいえば、やはり将来完備されるところの社会保障制度の一環として考えるべきものだと私も考えておるわけでございまして、その点について自治大臣の御意見を承りたいと思っております。

○藤枝国務大臣　御指摘のように、戦前の恩給というものは、いわば国が公務員に対して恩恵的に老後の生活の保障をするというような性格を持っておったわけでございまして。現在の共済制度は社会保障制度の一環としてやられておるわけでございまして、したがって、社会保障制度そのものの伸展とともに改善されていくべきもの、そういう理解をいたしておる次第でございまして。

○河上委員　ただいま大臣から非常に大事な、重要な御発言がありまして、今後、ことし来年というすぐのことではないにいたしましても、将来そちらの方向に向かっていくというふうなわれわれは期待するのであります。と同時に、現在の共済組合法の運営におきましても、そうした姿勢というものにとらななくてはならない、こういうふうに思うのでございまして。そしてこういう保障制度の場合、一番基本的な問題は、だれがだれに対して生活を保つのかということ、それからその費用はだれが負担するのかということ、いかなる場合にそれが適用されるのかという三つのポイントがあると思うのでございまして、もし社会保障

制度の一環として本法が考えられ、またそういう方向へ向かうべく運営していくといたしますならば、この共済組合法におきまして国庫負担がないというのはいわゆるおかしきではないかという議論が、本法成立当時の社会保障制度審議会あたりの意見にもすでにあつたように記憶いたしますのでございまして。また、昭和四十一年六月二十四日の本院における附帯決議を読みましても、そういう要望がなされているわけでございまして。念のためにその部分をここで読ましていただきますと、昭和四十一年六月二十四日、衆議院地方行政委員会における附帯決議でございまして、そのうちの「一、地方公務員共済組合の短期給付については、医療費の増加に伴う財政悪化及び組合員の負担増加の現状にかんがみ、これが健全化及び組合員の負担の緩和をはかるため、国庫負担制度について検討すること」というようなことが決議されておるわけでございまして。また、社会保障制度審議会では再三にわたり、この制度に国庫負担を導入すべきであるという意見が強く述べられておるわけでございまして、この決議並びに社会保障制度審議会の要望に対して、政府ではその後どういうふうにしておられるか、また今後どういうふうにするべきだとお考えになるか、お答え願いたい。

○藤枝国務大臣　この共済制度のうちの短期給付につきましては、公務員の連帯、相互救済と申します、そういう性格を強く持っておるわけでございまして。したがって、現在においては国庫負担の制度がとられておりませんが、ただいまお述べになりましたように、各方面の御要望もございまして、しかし、単に地方公務員の共済制度ばかりでなくて、これらの、こうした種類の全般にわたつてのそういう問題でございまして、総合的な検討をいたしておる最中でございまして、いま結論に至つていないというのが現状でございまして。

○河上委員　いま大臣からそういうお答えがあつたわけでございまして、地方公務員共済制度に類似した制度が幾つかあるわけでございまして。国家公務員共済組合法とか農林漁業団体職員共済組合

法とあるいは公共企業体云々というようなことで、幾つかあるわけであり。それらと比較いたしますと、そこに給付その他の面で非常なふぞろいがあるように思われるのでございます。ことに地方公務員共済組合の場合、他に比べて少しおくれであるような面もあるように思うのであります。たとえば、いまの国庫負担の導入は諸般の事情からまだなかなか実現の運びに至っていないというところでございますけれども、私立学校教職員共済組合法あるいは農林漁業団体職員共済組合法などにつきましては、長期給付についてはすでに当初から国庫負担の導入があるように伺っておりますわけであり、また国庫負担の率も去年から一五%から一六%に引き上げられたというような事情もございまして、また厚生年金におきましても、四十年から一五%から一挙に二〇%に引き上げられた、こういうような事情があるわけでございます。そして、それとバランスをいいますか、権衡をとるといふ意味からいいますと、地方公務員等共済組合法につきましては、単に諸般の事情、そのうちやりたいというだけでなくて、臨時的な措置としても、急速に国家公務員共済制度その他の制度の水準まで引き上げるように努力すべきではないか、こういうふうに私は思うのでございます。その点についての御意見を承らしていただきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 たいいとお述べになりました。国庫負担の問題は、長期給付についてのお話と存じます。それにしても、厚生年金あるいは私学共済等で国庫負担の率の違ひは事実でございます。お述べになりましたようなことでございまして、それがいかなる理由であるか、詳細につきましては事務当局から御説明申し上げますが、要するに給付の実額と申しますか、実態に対する国庫負担の割合というものは、大体これでバランスがとれておるといふようなことからこうなっております。詳細につきましては、事務当局から申し上げます。

○志村説明員 御指摘のように、長期給付につきましては私学共済、農林共済の場合におきましては一六%、それから厚生年金の場合におきましては二〇%、こういう国庫負担になっておるわけでございます。

まず厚生年金関係でございますが、いま大臣から御答弁申し上げましたように、厚生年金と地方公務員等共済組合法による長期給付とは、その給付内容と申しますか、給付水準におきまして差があるわけでございます。つまり具体的に申し上げますと、年金の支給開始年齢の違ひでございまして、あるいは給付算定の基礎になりましてこの給料であるいは標準報酬の算定期間というものが違ひておるわけでございます。そういうたようなことを勘案いたしますと、大体厚生年金の給付水準というのは共済給付の水準に比しまして六割ないし七割というふうな私ども考えておるわけでございます。したがって、厚生年金におきましては二〇%の国庫負担ということでございまして、これを共済水準に置き直してみますと一二%ないし一四%ということになりまして、大体私ども現行制度の負担割合で均衡がとれておるのではないかと、かように思つておるわけでありまして、それから次に、農林共済、私学共済の場合に、確かに御指摘のように一六%の負担になっておるわけでございますが、これは同じく先生御承知のように、従来私学共済あるいは農林共済の場合におきましては、給付水準と、あるいは給付水準の算定の基礎になりますところの平均給料額の算定というふうなものにつきまして違ひがあったわけでございます。つまり、これも非常にこまかいことになって恐縮でございますが、私学共済あるいは農林共済の場合の給付の算定の基礎になりますところの標準給料額の最高限というふうなものが違つておりましたのを、やはり公務員並みに合わせる、あるいは同じくういった給付算定の基礎になりますところの標準給料額の算定期間、これは過去退職前五年間でもって計算するものを、公務員並みに三年間に改めるといふようなことをし

たわけでございます。その結果、給付に要する費用がふえてまいりましたので、組合員の負担を軽減するという意味で一六%に改めたわけでございます。公務員の場合はすでにそういうふうな給付水準に達しておりましたので、そのような措置がないというところで現在一六%になっておる、こういう状況でございます。

○河上委員 私は、最初に申しましたように、本法が社会保障制度の一環であり、またその方向に進むべき一つの支柱であるという立場から、国庫負担の導入についてはもっと真剣に考えるべきではないかという立場から申し上げておるわけでございます。そして、もし個々の共済制度の間のふぞろいの中で、地方公務員制度はこの辺でいいんではないかというふうなことになるかと、たとえば給付内容などにおきましては、国家公務員共済制度と、あるいは公共企業体職員共済組合制度、地方公務員共済組合制度との間には、若干ふぞろいがあることは御承知のとおりでございます。やはりより高いものへそろえていくという努力が必要なのであるかと思つておる。それを少し悪いほうを例に出して、この辺でいいじゃないかという御答弁は、ちょっと私どもとしてはいただけないのであります。その点はひとつ基本的な立場から国庫負担導入の問題、それからまた給付内容その他のふぞろいを是正し、高い水準に引き上げていくということを御努力願いたいと思つておるのです。

その点ひとつ御確約をいただきました上で、今回の共済法の改正の中では、長期給付だけが改正の対象になっておつて、短期給付については特に触れてないように受け取られるのでございますが、その点はいかがでございますか。

○志村説明員 今回の改正法案におきましては、短期給付につきましては触れておりません。

○河上委員 短期給付は健康保険の部分に当たるわけだと思つておる。健康保険法の改正が非常に大きな政治問題化しようとしておるわけでございますが、あの改正とこの地方公務員共済組合法における短期給付の部分と、どういふ

うな関連になるのですか。

○志村説明員 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案でございますが、これにつきましては当然地方公務員の短期給付にも適用される、こういうふうになっておるわけでございます。

○河上委員 そういたしますと、あの改正案の中で非常に重大な問題になっております患者の一部負担制の導入というふうなことが自動的に入るといふふうにお考えになっておられるわけですか。

○志村説明員 そのとおりでございます。

○河上委員 もしそういうことになると、やはりこれは非常に大きな問題になると思つてございまして、今回の法案の改正は非常に技術的な問題であるように、また要綱に出ておりました准士官の問題というふうな、むしろ例外的な問題を救済するために行なわれておる改正案のごく見えるわけですが、しかしこれは非常に重大な問題ではないかというふうな思ふわけでございます。その点について大臣の御答弁を承りたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案の第三条で、健康保険の制度を導入している各種共済の短期給付に当然これが移行するという形で改正案が提出されているわけでありまして、したがって、ただいま事務当局からお答え申しましたように、今度の健康保険法の臨時特例の改正が成立いたしますれば、当然地方公務員共済の短期給付に影響があるわけでございます。そして、そういう意味においては、確かに御指摘のように組合員にとりましては相当な影響のあることは事実でございます。

○河上委員 これは非常に重大な問題でございまして、また後刻詳しくいたしたいと思います。が、なお、大臣がもう間もなく退席されると思ひますので、あと一点だけちょっとお尋ねしたいと思つておるのです。

スライド制につきましては五十一国会において法の改正がなされております。たしか七十四条の二

だと思ひますが、そこでこのスライド制に対する一つの方法というものが明記されております。しかし、これはやはり宣言的な規定という印象が強いのでございまして、具体的にきめなくては実際の組合員の上には影響がないわけでございます。そこで、具体的にどういうように規定されるつもりか、またそのスライドの基準というものをどういうふうにするか、あるいはその費用負担はだれがやるのかという問題につきまして、大臣の責任ある御答弁をこの際伺つておきたいと思ひのであります。労働者災害補償法ではそういう点についてかなり明確な規定があるやに記憶するものでございすけれども、大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 御指摘のように、一種のスライド制と申しますか、そうした規定が入つたわけでございます。これを具体的にどうするかというところは非常に重要な問題でございまして、またそれが具体的な基準がでなければこの規定が完全に動いたということにはならぬと思ひます。それにつきましては、この問題の発端をなしました恩給審議会におけるその論議の動向、あるいはこの問題はひとり地方公務員の共済にばかりかかるわけではございませんで、各種のこうした社会保障制度の中に織り込まれておる条項でございまして、それらとにらみ合わせて適当な基準をつくるべく目下検討をいたしておる最中でございす。

○河上委員 それでは、ただいま大臣より検討しておられるというお話でございすが、できるだけ早くそれを実行に移していただくようにお願いしたいと思ひます。

なお、スライド制に伴う費用の負担というものは、当然いまの地方公共団体の財政状態から考えまして、非常にむずかしい問題があると思ひますし、これに対しては国庫負担があつてしかるべきではないかというふうに思つてゐるわけでございますが、このスライドの技術的な基準あるいは費用負担につきまして、事務当局からいま考えられておる点を御披露願ひたいと思ひます。

○志村説明員 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、スライド制の実施ということになりますと、具体的に改定の基準をどうするか、あるいは改定に要する費用の負担でございすけれども、それをどうするかという問題がありまして、いずれも非常に大きな、しかもむずかしい問題でございす。また、このスライド制の実施ということになりますと、ひとり地方公務員の長期給付だけでなく、各種公的年金制度を通ずる共通の問題でございすので、それらとの均衡も十分考へていかなければならぬということでありまして、私もさういふ思ひで、さういふ地方公務員共済組合審議会というものがございすので、さういふ審議会の御意向も十分聞いていく。さらに、恩給審議会におきまして現に審議中でございすので、その審議の模様も十分見ていく。さらに、公務員年金制度連絡協議会というところの共通の検討の場もございすので、さういふところでお互いに検討していくということでありまして、具体的にどうするのだということまでまだいっていない段階でございす。

○河上委員 御承知のとおり、ここ数年の物価上昇というものはやむところを知らないわけでございます。実際の受給者の間でも、年金を一時金としてもらつたというところを少なくないことを聞いておるのでございす。ひとつ、このスライド制の問題は、年金制度の根幹をなす問題であるという意味におきまして、至急それについての答えを出していただきたいと思ひます。

次に、この要綱の冒頭におきまして御説明のありました退職年金の年額の算定基準の問題が出ておるのでございすが、いわゆる二万円ベースの給料により算定した額の三〇％、ほかいろいろ数字があつてございまして、これにつきまして、その基準を算定する基礎というものを伺いたいと思ひましたが、いまお配りいただきました資料によつてある程度わかつたように思ひますので、またここで技術的なことをお答えいただいてもと思ひます。

から省略いたしますが、ただ、現在七十歳以上の者とか六十五歳以上の者とか六十五歳未満の者とか、さういふような年齢の境界線というものは、現在四十二年を基礎にしたものでございすしうか。

○志村説明員 これは恩給の年額改定の場合と同じでございすけれども、昭和四十二年十月以降その年齢に達しますれば、その翌月分から改定する、さういふことになるわけでございます。

○河上委員 実際にそれに当たる人から聞いた意見なんでもすけれども、現在六十歳の者と六十五歳の者との間に若干不公平があるというふうなことをちよつと聞いておるのでありますが、どういふ場合になるか、ちよつとその具体的事情をつまびらかにしておりませんか、専門家である事務当局の方から、どういふ場合にさういふ不公平が生ずるか、ちよつと伺いたいと思ひます。

○志村説明員 実はお尋ねの件でございすが、これにつきましては先ほどから申し上げておりますように、恩給の年額改定措置、さらにこれに並んでおりますところの国家公務員共済組合法の規定による退職年金の改定措置に準じたものでございまして、それと一緒にやつてゐるわけでございます。でございすので、具体的に七十歳以上の者、さらには六十五歳以上七十歳未満の者、さらに六十五歳未満というところでもつて年齢別に段階を設けておるわけですが、その結果具体的にどのようない問題が生ずるかというところにつきましては、地方公務員の関係では、実は私どもまだそのような問題の所在につきましてつかんでおらない状況でございす。

○河上委員 何かさういふような陳情をちよつと受けましたので、どういふことでさういふことになるのか、むしろ事務的な専門家の方は当然想定されておると思ひましたので伺つたのですが、その点をもう少し調べておいていただきたいと思ひます。

○志村説明員 それは私どものほうでもさつそく調べてみたいと思つております。

○河上委員 たいへんに技術的なことをまたお伺いするようで恐縮でございすが、短期給付つまり健康保険部分につきまして、いま一般の健康保険法で問題になっておりますように、医療費の値上がりその他の事情から非常に苦しい状態になっているわけですが、さういふ状態に比べて保険料も高くなる傾向にあると思ひます。それに伴つて、先ほど申しましたように、共済組合制度幾つかありますけれども、その間にふぞろいいろいろな面で見られるわけでありまして、保険料という各組合員の負担というものが、ある制度ではまだ比較的のぎやさいが、他のものではだんだん高くなつていくというふうな面が、いわゆる格差拡大という方向が見られるというふうな報告が出ておるのでございすけれども、社会保険の負担公平の原則から見ても、さういふことにつきましかの手の打たるべきではないか、さういふことについて思ひます。さういふことにつきまして自治省としてはどういふふうにお考へになつておられますか。

○志村説明員 確かに御指摘のような問題があるわけでございます。さういふ問題に対するところの解決ということになりますと、医療費問題の抜本的な対策と申しますか、さういふものにまつところが多いと私ども思つておるわけでございます。しかしながら、さういふものがないわけではございませんで、地方公務員共済組合の関係につきましては、私どももいたしましてそれなりの努力はしているわけでございます。私どももいたしましては、ことに市町村職員共済組合の場合でございすが、この場合、特定の組合につきましては相当財源率が高くなつておりますので、短期給付調整資金制度というものを設けまして、実質的には財源率の上限をきめるという方法を暫定措置としてとりたいというふうに考へて、從來検討を続けてまいつてきたわけでございます。しかしながら、最近におきましては、各組合

員の自覚、さらには各共済組合の自主的な経営努力等ということもございまして、昭和四十一年度におきましては、これは見込みでございまして、従来の医療費の伸びに比べて、だいぶこれは鈍化をいたしておるわけでございまして、その結果、単年度収支というものが、全体としてはだいぶ好転をしてくるのではないかと、こういう状況にあるわけでありまして、さらにはまた、先ほど御指摘もあつたわけでございまして、健康保険法の一部改正というものが実施されることになりまして、その実施状況の推移というものを見なければならぬというところもございまして、この短期給付調整資金制度につきましては、さらに私も今後とも検討を続けることにいたしまして、今国会への提案ということは見合せておるわけでございまして、

なお、それ以外に財源率の問題ということになりますれば、医療費一般の問題でございまして、たとえば、私ども福祉事業におきましては、何と申しまして、病気にからないことが先決でございまして、予防給付、疾病予防ということに重点を置きまして、福祉事業というものを大いにやるように指導しておるわけであります。

さらに、これも多少財政的なことになってくるわけでございまして、現行の短期給付の収支のたてまえから申しますと、当該年度の支出というものは当該年度の収入でもってまかなわなければならぬわけでございまして、赤字が出ますれば、直ちに翌年度なら翌年度におきましてこれを埋めるといふのがたてまえでございまして、しかし、その結果掛け金なら掛け金というものも上がることになりまして、そのような過去の赤字につきましては、ひとつ長期的、計画的に解消するといふようなことをもちまして、少しでも組合員の負担の急増を避けた、こういったような指導をしておるわけでございまして、

○河上委員 いま格差拡大に對しまして何かチェックしたいという、こういう意欲があまりにあることは、いまのお話でうかがわれるわけでご

ざいですが、ことは見合せていたという点なことでございまして、ひとつそういう点につきましては、今後ますます努力していただきたと思ひます。ことに四十年における社会保険審議会でございますが、その中にもそういうサセス・ジョンがなされておるわけでございまして、ひとつ何とぞその点を考えたいと思ひます。次に、家族給付の問題でございまして、これは一般組合員が非常に困っている点でございまして、地方公務員の方々から常に不満として出てまいりますいろいろな問題の中、一番大きな問題は、家族給付の率が、家族療養費ですか、地方公務員の場合は五割である。他のものに比しまして非常に低いという点が訴えられております。これをせめてもう少し高くするというような御意向はないものだろうか。ぜひそういう点を考えてほしい、こういう希望が非常に強いわけでございまして、政府事務当局におきましては、どういふふうにお考えになっておられますか、ちょっと伺いたいと思ひます。

○志村説明員 お尋ねの点でございまして、先生御承知のように、被用者保険制度におきましては、家族療養費につきましては一律に五割ということになっておるわけでございまして、したがって、この問題につきまして、地方公務員共済組合の場合だけ他の制度との均衡を無視してこれをふやすということとはなかなか困難な状態にあるわけでございまして、またしかし、一方におきましては付加給付という制度がございまして、私どももいたしましては、この付加給付の充実ということも今後とも努力してまいりたい、かように思っておるわけでございまして、

○河上委員 次に、地方議員の年金の通算の問題があるわけでございまして、ちょっと技術的なこととでわかれていまして、どういふ方法でやるのか、あるいは、ことに掛け金率、小さな市町村の場合と県会なんかの場合とではだいぶ違ふように思ひますけれども、そういうような問題

についてはどういふふう処理されるつもりか、ちょっと伺つておきたいと思ひます。

○志村説明員 お尋ねの点につきましては、私どもいろいろな検討をしていられるわけでございまして、ただ、これにつきましては、先生も十分御承知のように、府県市町村の議員の報酬間には相当大きな格差があるということ、それからさらに、その間の交流ということになりますと、大部分の者は市町村の議員から府県の議員というふうになりますので、結局その場合の財源負担というものは全部府県の議員共済がかかるというふうな問題がありまして、実際問題としては非常に困難な点が多いというふうに考えているわけでございまして、しかし、それでは何も方法がないかということもございまして、私も一応考えられ得る方法といたしましては、いわゆる資格期間方式、それから、いわゆる厚年方式というものが考えられます。れば考えられるのではないかと、いふふうに考えているわけでございまして、しかしながら、厚年方式の場合におきまして、あるいは資格期間方式の場合におきまして、いろいろ問題があるわけでございまして、特に現行制度におきましては、一時金であるものが、いづれ年金になるということになりますれば、当然長期給付に要する費用自体がふえるわけでございまして、ふえるというところになれば、これはやはり掛け金率を上げなければならぬということになりますので、いづれもやはり大きな問題をかかえておる、かように思っておるわけでございまして、

○河上委員 この問題につきましては、私もあまり詳しくはつきまづかにしておらないのでございまして、けれども、前に衆参両院の附帯決議がございまして、ので、ちょっと伺ひたいわけでございまして、

なお、私の質問は、この問題についてあまりよくわからない点がございまして、部分的、技術的な点を御質問しているような次第でありまして、なお幾多の点を御質問したいのでございまして、が、きょうの予定時間もまいりましたので、私の

質疑はきょうはここで一応やめて、この次にもう一度やらしていただくことにいたして、先ほど大臣並びに事務当局に私よりお尋ねし、御希望を申し上げ、また御確認いただきまして、これにつきましては、ひとつそれを実行に移されるように希望いたしました、残りの質問はこの次の機会に回さしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○龜山委員長 次に、地方自治及び地方財政に関する件について調査を進めます。

地方公共団体の水道事業に関する問題について、質疑の申し出がありますので、これを許します。小濱新次君。

○小濱委員 私は、地方自治体をあずかる地方行政の立場から緊急に質問をお願いいたしました。委員長は、この特設のほかに、いいたしまして感謝申し上げます。

それは、晴天によりまして全国的に渇水問題が起こっております。そこで、まず最初に特にひどいところの実例をあげて、その状況と見通し等について、きょうは大臣が出席しておられません、伊東政務次官がおられますから、伊東政務次官と公営企業の立場から鎌田参事官、厚生省の大橋水道課長さん、この三人の方々にそれぞれ伺ひたいと思ひますが、この全国的な状況について、これは公営企業の立場から鎌田参事官にひとつお願いしたい、こういうふうに思ひます。

○鎌田説明員 水道事業の健全な経営という、もつぱら経営に視点を置きましての所管は自治省でございまして、水道事業それ自身の所管は厚生省でございまして、全般的な渇水状況、そういった点につきましては、厚生省の水道課長のほうから答弁をしていただくのが適当だと思ひます。

○大橋説明員 先般来の異常干天によりまして、全国各地の水道の給水状況を私のほうで調査いたしましたところ、上水道につきましては、現在制限給水を実施しているものが全国で約三十カ所

ございます。なお、この個所につきましては、今後この干天が続いてまいりますとさらに増加していく傾向でございます。

具体的に申しますと、南関東地域、特に神奈川県下における給水状況は非常に急激に悪くなつてございます。全国的な数字をもう少し申し上げますと、北のほうは北海道から根室、網走等、時間給水しておりまして、南のほうは九州の福岡、大分、宮崎各県に一、二カ所ずつ制限をしております。一番ひどい神奈川県下の数字につきましてはすでに六月六日には二五％の取水の制限をしております。しかも一番大事な相模湖、津久井湖は、もう貯水量の減少が非常にはなはだしくて、六月六日日現在におきましては、満水時の量の約一七％しか水がございません。

「委員長退席、久保田（円）委員長代理着席」

そこでさらに本日からの制限を強化するといふことにつきまして、神奈川県、本省相寄りまして現在協議をしております。まだ正式には決定を見ておりませんけれども、大体きょうから神奈川県は三〇%、それから、東京のほうに分水しているものにつきましては、さらにその程度を強めようというふうなことで、目下対策を練っておるわけであります。いづれにいたしましても、ただいま私たちが立てております案でございますと、こういう給水制限をしていく案で六月一ぱいかりに全く雨が降らないというふうな仮定でまいりますと、東京の分水もできるだけ制限をいたしまして、あるいはまた、各用水間の調整、たとえば工業用水、農業用水、飲用水との間にもう少し調整をはかるというふうな、相当抜本的な対策を必要とするのではないかというふうに考えております。

○小濱委員 何かいまの大橋課長さんの御答弁ですと、全体の状況をつかんでいない、こういうふうに私は受け取れるわけであります。いま話を聞きますと、まことに見通しが甘いように感ぜられます。課長さんは、一番ひどいと言われた相模湖湖であるいは津久井湖の状況をこらんなったかどうかどう

か、一べんお伺いしたいと思います。

○大橋説明員 現時点におきます現状は見ておりません。

○大橋説明員 現時点におきます現状は見ておりません。

○小濱委員 かつて、三十九年の渇水時期において、相模湖の最低水量は十七メートルであつた。あの騒ぎのあつた最悪といわれる時点において、十七メートルまだあつた。現在ではもう十三メートルになつておる。いまのままでいくと一週間しかもたない。行つてごらんさい。もう底のほうにまつかなどろ水が少し見えるだけです。百メートルも百五十メートルも相模湖をずっと川底に向かつて歩いて行けます。あそこ大きな魚がおります。コイの一尺、二尺というのもあります。そういうのが腹を出してばくばくしております。この水を東京都に日量二十三万トン分水いたしてお

ないという仮定のもとにおきまして、ただいまの三割制限、あるいは最終的には五割近い制限を加えて給水をやつてまいりますと、最終的には今月分の末に相模、津久井貯水池の水がなくなるといふ仮定を私は申し上げたわけでございます。

○小湊議員 気象台の見通しも非常に悪いのです。雨季を迎えて、みんな首を長くして雨の降るのを心から願っておるわけでありますが、どうも明朗報も入ってこない。この間少し雨が降りましたたが、肝心の水源地の山梨県下に雨が降らなかつたために水量が増さない。こういうことでいま県の企業庁を中心にして東京都へ陳情に来る、あるいはまた、応急対策をいろいろと講じているようでもあります。どうしても見通しがつかない。私は、水がなくなってしまうたらどうするのの

とにつきまして、実は先ほどもちょっと触れましたように、できるだけ現時点においては東京都の協力を仰ぐということで、とにかく現在東京都に送っている水を半分にする、五割削減の協力を求めています、きょうのお昼ごろに東京都の了解を求めているはずだと思いますが、私、ここに参りましたので具体的な確認はしておりません。そこで、東京都のほうも、全面的にこの五割削減に協力するというふうな事務的な報告は私、接しておるわけでございます。

それから、非常に給水に困った場合に、その事態に対処するということでありますが、それは県下におきます各用水の調整、たとえば工業用水、農業用水というような面を生活用水にどういうふうに切りかえていただけるかというふうなことで、あるいは給水体制でございますが、これにつきましては、東京都が従来から給水タンク、用具というふうなものを非常に持っておりますので、国におきましては東京都のほうの具体的なその数、いろいろなものにつきまして目下検討しておりますして、それをどういうふうに神奈川県下の各水道において応急応援をするかという具体的な案につきまして、ただいま検討を進めておる次第でございます。

〔久保田（円）委員長代理退席、委員長着席〕

○伊東政府委員　お説のとおり、渇水対策はいまやまことに緊急な問題となつてまいりましたので、私、大臣ともさっそく連絡をとりまして、佐藤内閣閣僚の緊急集會を催すようにお願いして、何と云つても厚生省が水の主管省でございますから、中心になつていただいて対策を講ずることに、ひとつ緊急の措置を講ずるよう努力いたしたいと思つております。

○小漬委員 東京都の日常二十三万トンの分水は大田区のように主として分けられているようでありますが、多摩川にももうすでに水がないようでもあります。そうすると、私どもの聞いているところでは、大田区の水道管の施設は、これは相模湖からの二十三万トンの分水計画によってできている

ように聞いているわけですが、今度は利根川あるいはまた向こう方面から東京では準備をしておるようであり、大田区にはその水道管の配管ができていないように聞いているわけですが、そういう点では神奈川から二十三万トンの分水をとめられたときの大田区の水はどういうふうになつていくのであろうか、心配になるのですが、その点ひとつお教え願いたいと思います。

○大橋説明員 御承知のように、例の三十九年の東京の異常洪水のときに、たゞいま先生から御指摘のありました点につきまして非常に苦勞いたしました、都内の二十三区内の配水管の融通ということにつきましては、その後非常に力を入れてまいりました。したがって、たゞいま二十三万トン神奈川から送水を受けておりましたのを、これは仮定でございますけれども五〇%まで削減した場合に、その補充として、先生御指摘いただきました例の小河内系、上流のほうの小河内系からの水の導入、あるいは江戸川金町系、江東の金町のほうからの水の導入というふうなものによりまして、大体いま二十三万トンの半分に制限をして何とかいゝの、いわゆる城南に当たります大田、蒲田、あちらの方面に対する給水は確保できるのではないかと。なお、それをさらに切つていったらどういふふうになるかということにつきまして、具体的な管網につきましての計算は、たゞいま大至急東京都に計算を依頼してやつてもらつております。そういう状況でございます。

○小濱委員 東京はわかりました。今度は京浜地区一帯の工業用水について、これからこれを最大に延長しても今月一ぱいということであり、工業用水がとれなくなりました。地下水を利用する工場もあるかと思いますが、これをやられると地盤沈下の問題が起つてくる。こういうことで、この対策も大いに注目しなければならぬと思ひます。この点についてはどういふふうにかゝておられますか。どなたかお答えいただけますか。

○龜山委員長 通産省を呼んでおりませんか……。○小濱委員 それでは、ひとつ政務次官どうでしょうか。

○龜山委員長 自治省の所管でもないそうです。○小濱委員 東京都の問題が起つてくると次には工業用水の問題が起つてきます。それから今度は住民の問題も当然起つてまいりますけれども、そういう点で、ちょっといまの説明を聞きまして、私もまだまだ納得をしてこれで引き下がるわけにはいかないわけですが、国の対策がまだまだあまりにも甘いようであります。成り行きにまかすというのか、そんな状態ではないということとを私は申し上げたいのですが、先ほど政務次官は、総理のことばもあつたし、それから各大臣にも呼びかけてこれが対処をしていきたい、こういうことでありますが、もうのんびりしている事態ではないのですから、そういう点でひとつ何とか緊急に対策を練つていかなくてはならないわけですが。私はこう思うのでありますが、これはどこに新聞で問題になつてゐるこの洪水問題について、これもまた他の委員会でも追及もあるかと思ひますけれども、私も、地方行政の立場から、住民の福利増進を願う立場からお伺ひしているわけですが、いままでこのような問題がなぜ取り上げられ、そして呼びかけられなかったものであろうか。このように対策を練つてきたのでありますが、という、いままでの経過についてもう一度お伺ひしたい、こういうふうに思ひます。

○大橋説明員 六月一日に南関東地域の洪水対策連絡会議を厚生省のほうで開きまして、その関係者に全部集まつていただきました。その検討事項といたしましては、降雨状況と今後の見通し、気象庁の長期予報部にそのデータを求めました。それから需給水量、給水能力というものにつきまして、都、県及び水道事業体から、その供給能力についての検討をしていただきました。それから、相互給水体制、相互にどういふふうにかゝて給水を受けることができるかということにつきましての検討をいたしております。その際に、先ほど来議論に

なつております相模湖系統の問題が一番問題になつたわけでございます。それから、それにつきまして関係閣僚の政府におきまして会議というふうなものも総理の指示に基づきましてできてやつておるといふことにつきまして、先ほど来御説明申したとおりでございます。

それで、だんだん制限をしてまいりまして、最初六月一日は二〇%ということでございますが、それが六月六日には神奈川県は二五%、東京都は三〇%、それから本日からはその制限をさらに強化いたしました。神奈川県下は三〇%、東京につきましては、およそ五〇%近くまでという線がたぶん出るのはないかということでございます。それに伴ひまして、県下の給水不良地区に對しての対策、あるいはさらに、今後各都市間の相互応援体制というものにつきまして、目下鋭意検討中でございます。

○小濱委員 経過について伺つたわけですが、いまの説明ですと一回しかこの協議は開いてない、こういうことになるのですか。

○大橋説明員 私が申し上げましたのは、水道関係につきましての第一回の会議を開いたことを申し上げたのでございますが、その後ずっと毎日毎日情報交換、連絡は行なつております。

○小濱委員 御存じのように、いまは田植の最盛期であります。そして農民は水の必要に迫られてゐるわけですが、制限にまた制限を加へられてゐるわけですが、工業地帯も、機械がとまつたならばどうなるのか、あるいは最盛期の田植も、このままではいけば見通しはまことに暗くなつていくし、住民の不安はつるばかり、そういうことから、これは何としてでも政府の対策を一日も早く講じてもらなければならぬわけですが、その点、大臣もおられませんが、政務次官からよろしく呼びかけをしていただきたい、こういうふうに思ひます。

また、水不足によつて、環境衛生の極度の悪化が想定されるわけですが、水道課長さん、この点について、その対策についてはどういふふうにかゝておられますか、もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○大橋説明員 お答え申し上げます。相模湖系統の田植のことでございますが、一応計画を樹立いたしました。六月十六日から二十五日、この間に田植はしていただく、その間必要な下流に対する放流は行なう。その際におきましては三〇%制限で、現時点におきましては、何とか田植ができるようにしようということ、六月十五日から二十五日の間ということとをその会議のときに取りきめてございます。

それから、制限を強化してまいりますと、環境衛生、公衆衛生に非常に影響を及ぼすのではないかと。御質問でございますが、その点につきましては、まず給水の制限をされて困つておるといふところには、できるだけ重点的に給水車の他の措置を講じて、衛生上支障のないようにこれが万全を期してまいりたいというふうにかゝておられます。

○小濱委員 政務次官にもう一度お伺ひしたいのですが、先ほどのことはわかりましたが、こういう内容であります。ですから、国の対策を一日も早く講じなければならぬ。そういう点で具体的なこれが対策が必要になつてくるわけですが、何か考えはありますか。

○伊東政府委員 たゞいま具体的な対策、手はございませぬが、まず大臣と相談しまして、関係閣僚会議のようなものを緊急に催すことは非常に必要かと思ひますので、さつそく大臣と相談いたします。

○小濱委員 先ほど申し上げましたように、地元では給水車あるいはポリバケツ等の対策を練つてゐるようです。あるいはまた、そのほかの県外からの持ち込みに對する準備もしているようであり、ここで国の対策の面から、自衛隊の出動によつてこの緊急対策等もこれは考えの上に置かなければならぬ、こういう事態なんだというふうには私も考へるわけですが、その考へについては、政務次官、いかがでありますか、お伺ひ

いしたいのです。

○伊東政府委員 ただいまの自衛隊の出動なんということは、非常に名案だと思います。こういう際には、自衛隊の出動などは、やはり用意をしておくことは大切かと思っております。それもやはり一案としてそういう話も出たことを大臣にもお伝えいたします。

○小濱委員 とにかく地元では毎日不安におのっているような状態です。一日も早く雨が降ってもらいたいと心から願っているいろいろな市民の声を私は聞くわけがあります。そこで、先ほどの説明によりますと、現地へまだ行ってみない、国ではそういう動きを起こさないようでありませんが、私は、この辺にも責任を感じなければならぬというふうにも考えられるわけがあります。まあ、行つたつてどうにもならないじゃないか、こういうふうに言われるかも知りませんが、現地を見、そしてまた、各方面との話し合いを進めていくならば、何か対策があるのじゃないか、早くそういう方向に持っていかなきゃならぬ、こういうふうにも考えておるわけがあります。あとで委員長にもお願いをしたいと思いますが、わが地方行政委員会としても、現地視察の必要性があるのじゃないか、こういうふうにも考えるわけでありますが、ひとつこの点については、あとでまた対処していただきたい、こういうふうにも思います。これは全国的な渇水問題です。いろいろな声を聞いております。特にひどいのがこの神奈川県、こういうふうになつております。そういう点で、おのおの個々の動きはあるようでありま

ありがとうございました。

○龜山委員長 次会は、明九日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十五分散会